

## 寒河江市危機管理要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市民の生命、身体又は財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態（災害対策基本法（昭和36年法律223号）第2条第1号に規定する災害を除く。）及び行政運営に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある緊急事態（以下「緊急事態等」という。）に迅速に対応することにより、これを未然に防止し、又は被害拡大の抑止を図ることを目的とする。

### (緊急事態等に際しての体制整備)

第2条 市長は、緊急事態等に迅速かつ的確に対応するため、必要に応じて、次の事務を所掌する関係部署及び各課等からなる所要の体制を整備する。

- (1) 情報の総括に関すること。
- (2) 緊急事態等に際し関係各課等が実施する対策の総合調整に関すること。
- (3) 緊急事態等に際し、国、県及び関係機関等との調整のうち重要な事項に関すること。
- (4) その他、緊急事態等に際し実施する対策上重要な事項に関すること。

### (危機管理連絡会議)

第3条 各課等の連絡調整組織として、総務課危機管理室長及び各課等の総括補佐等からなる危機管理連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置する。

- 2 連絡会議は、情報並びに対策等の伝達、周知及び調整等を行う。
- 3 連絡会議の会長は、総務課危機管理室長とする。

### (危機管理事務局の設置)

第4条 緊急事態等に対応するとともに、次条に掲げる事務を行うため、危機管理事務局（以下「事務局」という。）を置く。

- 2 事務局長は、総務課危機管理室長補佐をもって充てる。
- 3 事務局員は、総務課危機管理室の職員をもって充てる。
- 4 事務局長は、緊急事態等の発生に際し、必要に応じて、当該緊急事態等に関係する課等の職員の中から指名する者を事務局員に加えることができる。

### (事務局の所掌事務)

第5条 事務局は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 関係各課等からの緊急事態等に関する資料及び情報の収集に関すること。
- (2) 緊急事態等の把握及び情報の管理に関すること。
- (3) 緊急事態等の対策の検討に関すること。

- (4) 危機管理対策に関する調査・研究に関すること。
- (5) その他第1条の目的を達成するために必要な事項

附 則

この要綱は、平成13年11月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月12日から施行する。